

にいがた食のパートナーショップ制度実施要領

第1 目的

首都圏において、積極的ににいがたフード・ブランド8品目をはじめとする新潟県産農林水産物を取り扱うとともに、その県産農林水産物に関する情報を消費者へ積極的に発信する店舗を「にいがた食のパートナーショップ」として位置づけ、新潟県の広報による情報発信を行うことにより、県産農林水産物の取扱量の増加及び認知度向上並びに首都圏消費者の県産農林水産物の喫食機会増加を図る。

第2 参加条件

パートナーショップの対象は下記の3点を満たす事業者とする。

- (1) 首都圏において新潟米以外の新潟県産農林水産物を常に販売・提供していること。ただし、「越後姫」、「新潟枝豆」、「ル レクチエ」に限り、旬の時期のみの限定販売・提供も可とする。
- (2) 消費者に対し、新潟県産農林水産物の取扱状況について、常に店舗内外でPRしていること。
- (3) 第5の1に規定するパートナーショップ証を店舗内の消費者から見えやすい位置に設置し、「にいがた食のパートナーショップ」であることをPRすること。

第3 参加店への支援

新潟県はパートナーショップに対して下記の支援を行う。

- (1) 新潟県産農林水産物の情報提供
 - ア 農林水産物の流通に関するルートの紹介
 - イ 農林水産物に関する各種情報の提供
 - ウ その他、農林水産物の利用に関する個別相談への対応
- (2) 新潟県ホームページ・情報誌などによる店舗情報の発信
- (3) 新潟県が実施する産地見学交流会への優先参加
- (4) 新潟県産農林水産物のサンプル提供
- (5) その他

第4 参加手続

事業者は下記の行程により当該制度に参加するものとする。

- (1) 参加意向のある事業者は「にいがた食のパートナーショップ制度参加申込書」(別紙様式1)により、参加の意向を新潟県に報告する。

- (2) 新潟県は参加申込書の提出のあった事業者の店舗等の現地確認を行い、第2の参加条件に適合するか確認し、パートナーショップとして適当と確認された店舗の参加を承諾する。

第5 パートナーショップ証等の交付

- 1 新潟県は、パートナーショップ制度への参加が承諾された事業者に対して、パートナーショップ制度参加承諾書及びパートナーショップ証を交付する。
- 2 第6の2において参加を更新しない事業者、第7により参加を取り消された事業者及び第8により参加を辞退した事業者は、パートナーショップ証を返却するものとする。

第6 参加期間

- 1 参加期間は参加承諾書の送付日から2年間とする。
- 2 新潟県は参加期間の終了1か月前までに、当制度の参加事業者に対して参加の更新意向について調査し、更新意向のある事業者については、必要に応じ現地確認を行った上で参加の更新を承諾するものとする。

第7 参加の取消

新潟県は参加承諾書の送付後、当制度の参加事業者が参加条件を満たしていないと判断した場合、または法令違反等パートナーショップとして相応しくない事由が発生した場合は、当制度への参加を取り消すことができるものとする。

第8 参加の辞退

当制度の参加を辞退する場合には「にいがた食のパートナーショップ制度辞退届」(別紙様式2)を新潟県へ提出するものとする。

附則

この要領は平成22年6月25日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前のにいがた食のパートナーショップ制度実施要領第4の2又は第6の2の規定によりパートナーショップとしての参加の承諾を受けている事業者については、改正後の第2に定める参加条件の規定は当該承諾の日から2年間は適用しない。